

鏡石町障害者活躍推進計画

機関名	鏡石町教育委員会
任命権者	鏡石町長教育委員会教育長
計画期間	令和 7 年 4 月 1 日～令和 1 2 年 3 月 3 1 日（5 年間）
鏡石町における障害者雇用に関する課題	鏡石町教育委員会においては、正職員は鏡石町（長部局）からの出向職員で構成されており独自の職員の募集・採用は行っていない。このため、長部局の総務課において、一括募集を行い、教育委員会で任用している。 現在、障害者が在籍しており、法定雇用率は達成している状況である。又、課題等についてはこれまで個別に対応してきており、大きな問題は生じていないため、組織的な体制整備は必要ないと考えられる。
目標	
1. 採用に関する目標	【実雇用率】（各年 6 月 1 日時点） （各年度）当該年 6 月 1 日時点の法定雇用率以上 （参考）令和 6 年 6 月 1 日時点の実雇用率：4. 4 4 % （評価方法）毎年の任免状況通報により把握・進捗管理。
2. 定着に関する目標	不本意な離職者を極力生じさせない （評価方法）人事記録等を元に、当該年度採用者の定着状況を把握・進捗管理。
3. キャリア形成に関する目標	【障害者が担当する職務の拡大】 本人の希望を踏まえ、新たな職域を開拓する （評価方法）毎年度、人事記録を元に把握
取組内容	
1. 障害者の活躍を推進する体制整備	○職員の多くが鏡石町（長部局）からの出向職員で構成されているため障害者雇用推進者は長部局と同一の総務課長を選任する。 ○障害者である職員の相談窓口を設定する。
2. 障害者の活躍の基本となる職務の選出・創出	○障害者が従来の業務遂行が困難となった場合、負担なく遂行できる職務の選定及び創出について検討する。
3. 障害者の活躍を推進するための環境整備・人事管理	○相談窓口への相談のほか、年に 1 回実施している人事評価面談の際等の機会により、障害者である職員に対しては、必要な配慮等の有無を把握することとし、その結果を踏まえて検討を行い、継続的な措置を講じる。 ○なお、措置を講じる際には、障害者からの要望を踏まえつつ、可能な範囲内において適切に実施する。
4. その他	○各関係法律等に基づき、障害者の活躍の場を拡大できるように、適切な支援・配慮に努める。